事 業 所 税

申告の手引き

枚　方　市

この申告の手引きは、事業所税の基本的な内容を掲載していますので、事業所税の申告書を作成する際の参考にしてください。

凡例:この手引書における法令等の表記については次の略語で示しています。

○地方税法・・・・・・・・・・法　　○地方税法取扱通知・・・・・取通

○地方税法施行令・・・・・・令

○地方税法施行規則・・・・・規則

○枚方市税条例・・・・・・・条例

目　　次

第 1　事業所税の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　事業所税の創設等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　課税団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

3　事業所税の使途 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4　事業所税のしくみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

5　税額計算の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2　事業所税の課税客体等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1　課税客体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2　納税義務者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3　課税標準・税率・免税点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(1)　資産割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2)　従業者割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

従業者の範囲等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 3　非課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1　主な非課税対象施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2　非課税の判定日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

3　非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い・・・・・・・・・・ 22

第 4　課税標準の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1　課税標準の特例対象施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

2　課税標準の特例の判定日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

3　課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い ・・・・ 23

4　課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位 ・・・・・・・・ 23

第５　減　免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
1　減免の対象施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2　減免適用の判定日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
3　申請の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第６　申告及び納付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
1　申告書の提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2　申告書の提出期限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3　申告書の提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
4　提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
5　その他の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
6　市のホームページからダウンロードできる様式・・・・・・・・・・・・ 26
7　決定と期限後申告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
8　修正申告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
9　更正の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
10　加算金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

《　非課税・課税標準特例・減免の一覧　》
・非課税　〔地方税法701条の34関係〕
・特定防火対象物の非課税　ア）特定防火対象物の範囲〔消防法第17条第1項〕
イ）消防用設備等
ウ）避難施設等
・課税標準の特例対象施設一覧　〔地方税法第701条の41関係〕
・減免対象施設一覧　〔地方税法第701条の57、市税条例施行規則第24条第1項〕

第１ 事業所税の概要

１　事業所税の創設等について

事業所税は、大都市等における交通、公害等の都市環境の整備に必要な費用を賄うための目的税として昭和50年度に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から大都市の行政サービスと、そこに所在する事務所または事業所（以下「事業所等」）との受益関係に着目し、これらの事業所等に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額という外形標準を課税標準として課税するものです。

また、創設時には「事業に係る事業所税」と「新増設に係る事業所税」がありましたが、平成15年度の税制改正により「新増設に係る事業所税」が平成15年3月31日をもって廃止されました。

２　課税団体　〔全７７団体〕

事業所税の課税団体となる指定都市等は次の団体です。　（令和2年7月現在）

(1) 東京都（特別区の存する区域）〔23区〕　（法第735条）

(2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市〔20市〕

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市〔3市〕

川口市、武蔵野市、三鷹市

(4) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市〔5市〕

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口30万人以上の市で政令で指定する都市〔47市〕

（北海道地方）旭川市

（東北地方）　秋田市、郡山市、いわき市

（関東地方）　宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中部地方）　富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市

（近畿地方）　大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市

（中国地方）　倉敷市、福山市

（四国地方）　高松市、松山市、高知市

（九州・沖縄地方）久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

（法第701条の31第1項第1号）

3　事業所税の使途

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用にあてられます。

（法第701条の73、令56の82）

(1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業

(2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業

(3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業

(4) 河川その他の水路の整備事業

(5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業

(6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業

(7) 公害防止に関する事業

(8) 防災に関する事業

(9) 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

4　事業所税のしくみ

事業所税には資産割と従業者割があります。それぞれについて**枚方市内の全ての事業所等を合算**して、おおむね次のような内容で課税されます。

<table>
<tr><th></th><th>資　産　割</th><th>従　業　者　割</th></tr>
<tr><td>課　税　客　体</td><td colspan="2">枚方市内の事業所等において法人又は個人の行う事業</td></tr>
<tr><td>納 税 義 務 者</td><td colspan="2">枚方市内の事業所等において事業を行う法人又は個人</td></tr>
<tr><td>課　税　標　準</td><td>事業所等の用に供する事業所用家屋の延床面積（事業所床面積）</td><td>課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税標準の算定期間</td><td colspan="2">法人　事業年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人　課税期間（1月1日から12月31日）</td></tr>
<tr><td>税　　率</td><td>事業所床面積１㎡につき年額600円</td><td>従業者給与総額の100分の0.25</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免　税　点</td><td>枚方市内の事業所の床面積の合計が1,000㎡以下(非課税部分を除く)</td><td>枚方市内の事業所の従業者数の合計が100人以下(非課税に係る者を除く)</td></tr>
<tr><td colspan="2">※課税標準の算定期間の末日の現況による。
※事業所単独では免税点以下であっても、みなし共同事業に該当することにより免税点を超える場合がありますのでご注意ください。（7ページ参照）
※市内の事業所床面積の合計が800平方メートルを超える場合、もしくは従業者の合計人数が80人を超える場合、または前年度課税になっていた場合には、申告書の提出が必要となります。</td></tr>
<tr><td>納 付 の 方 法</td><td colspan="2">申告納付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申 告 納 付 期 限</td><td colspan="2">法人　事業年度終了の日から2か月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人　翌年の3月15日まで</td></tr>
</table>

【注】 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。

５ 税額計算の流れ

(1)　資産割

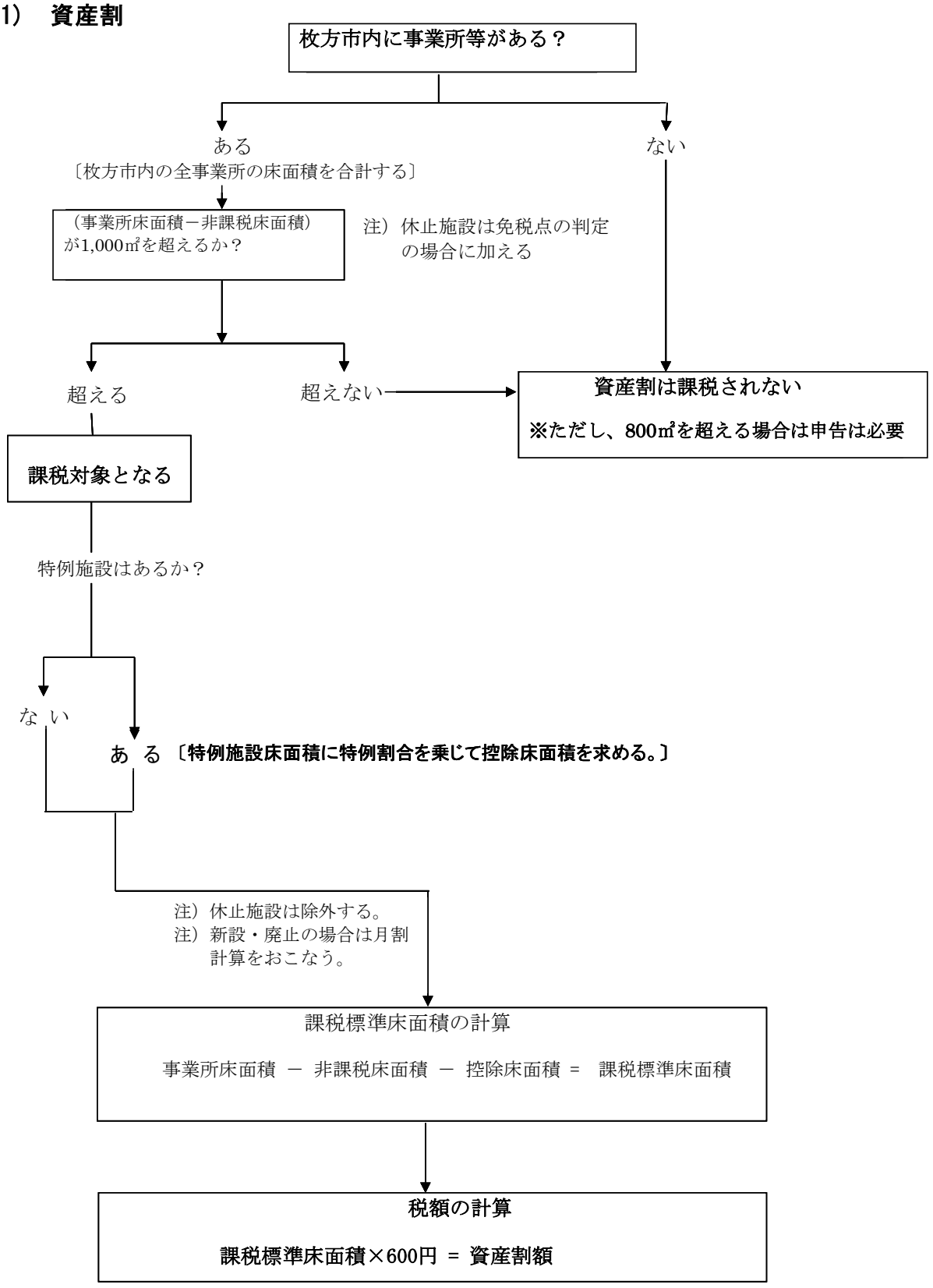

(2) 従業者割

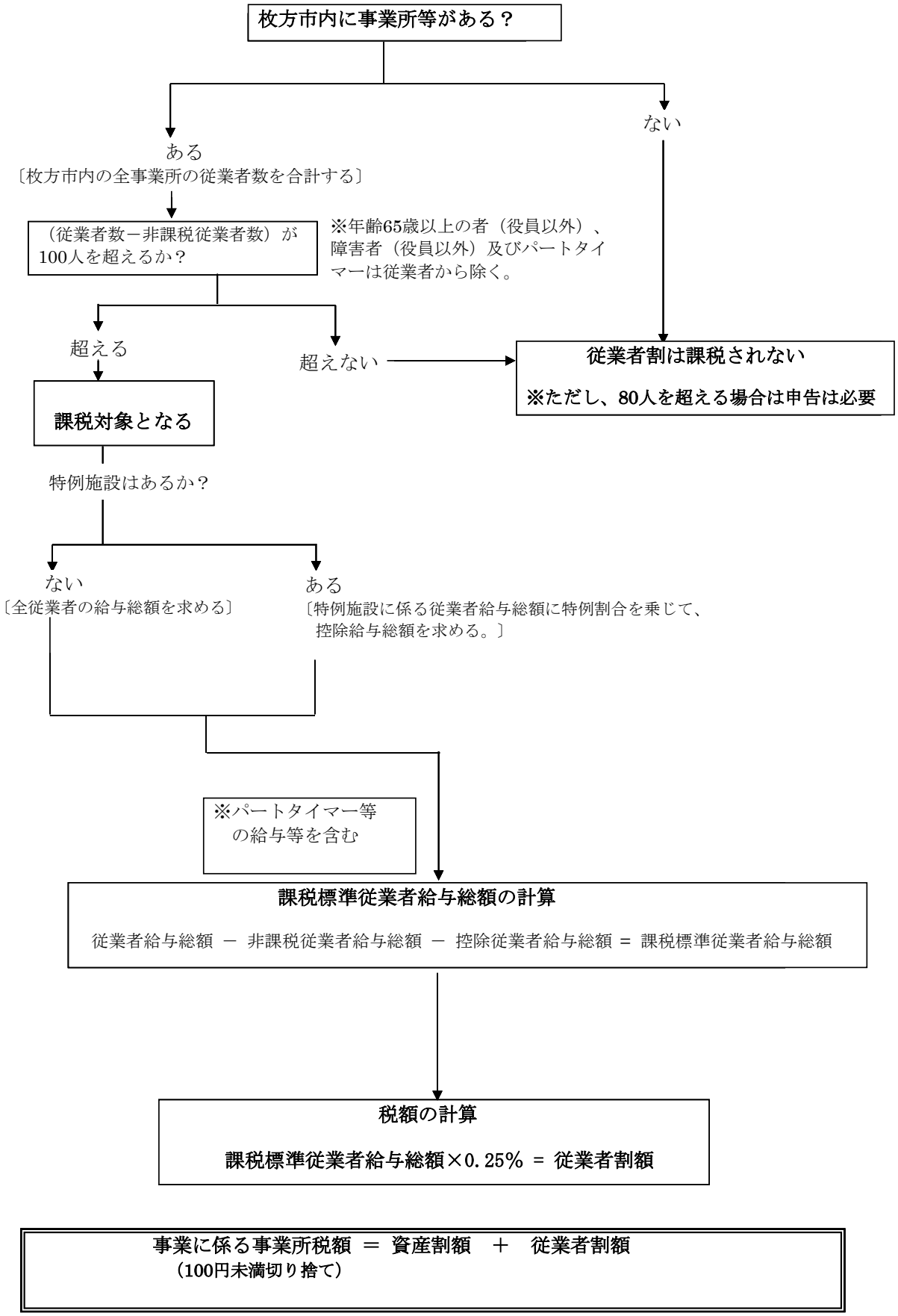
枚方市内に事業所等がある？
ある
〔枚方市内の全事業所の従業者数を合計する〕
ない
（従業者数－非課税従業者数）が100人を超えるか？
※年齢65歳以上の者（役員以外）、障害者（役員以外）及びパートタイマーは従業者から除く。
超える
超えない
従業者割は課税されない
※ただし、80人を超える場合は申告は必要
課税対象となる
特例施設はあるか？
ない
〔全従業者の給与総額を求める〕
ある
〔特例施設に係る従業者給与総額に特例割合を乗じて、控除給与総額を求める。〕
※パートタイマー等の給与等を含む
課税標準従業者給与総額の計算
従業者給与総額 － 非課税従業者給与総額 － 控除従業者給与総額 ＝ 課税標準従業者給与総額
税額の計算
課税標準従業者給与総額×0.25% ＝ 従業者割額
事業に係る事業所税額 ＝ 資産割額 ＋ 従業者割額
（100円未満切り捨て）

第２ 事業所税の課税客体等

１ 課税客体

事業所税は、**枚方市内の事業所等において法人又は個人の行う事業**に対して課税されます。

（法第701条の32第1項）

事業所等の意義については、次のとおりです。

(1) 事業所等

事業所等とは、自己の所有に属するものであると否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。また、無人倉庫等の人的設備を欠く施設もこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

※「一事業所」・・・一区画を占めて経済活動を行っているものであって、物理的に区切られた単体の事業所用家屋のみを一事業所と言うのではなく、同一敷地内において、同一の事業主が同一の目的を持った経済活動を行っている複数の事業所用家屋が存在する場合には、効用上一体であるとし、それについても一事業所とします。

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。これには、本来の事業のほか、これに関連して行われる付属的な事業も含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものに限らず、その区画外で行われるもの(外交員のセールス活動等)も事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所等に該当しないもの

①	社宅、社員寮などの住宅	人の居住の用に供する性格の強いものは本来、事業所税の課税客体ではありません。
②	設置期間が2～3か月程度の現場事務所、仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
③	建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が１年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。
④	モデルハウス等	商品見本としての性格が強いものは事業所税の課税客体の範囲から除きます。

２　納税義務者

納税義務者は**枚方市内の事業所等において事業を行う法人または個人**です。

事業所用家屋の所有権との関連は問いません。したがって、貸しビルなど第三者の所有する事業所用家屋を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなく、その貸しビル等を借りて事業を行う法人または個人（ﾃﾅﾝﾄ）が納税義務者になります。　（法第701条の32第1項）

（取通9章三(4)ｱ）

(1)　貸ビル等の場合

貸ビル等については、所有者ではなく、現にそこで事業を行っている入居者が事業所税の納税義務者になりますが、次の場合にご留意ください。

①	入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（また貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。
②	貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者になります。
③	貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。
④	貸ビル等における駐車場の事業主（使用者）については、次のとおり取り扱います。
	ア　駐車場の借り主が事業主となる場合 貸ビル等の入居者が、当該ビル等内の駐車場を**不動産賃貸契約**によって専用借りする場合には、駐車場使用者（入居者）が当該駐車場部分の事業主となります。 なお、駐車場所を指定せずに台数契約を行っている場合でも同様です。
	イ　駐車場経営者が事業主となる場合 次のように前述ア以外の場合は、駐車場経営者（管理者）が事業主となります。 (ｱ) 貸ビル等の入居者が、当該貸ビル等内の駐車場を**駐車場契約**によって専用借りする場合 (ｲ) 駐車場専用ビルの駐車場（時間貸し、月極貸しを問いません。） (ｳ) 当該貸ビル等内の入居者以外の者に貸し付けている駐車場（時間貸し、月極貸しを問いません。） (ｴ) 時間貸し等により、不特定多数の者が使用している駐車場

貸ビル等を貸し付けている者は、納税義務はありませんが、当該貸ビル等の床面積その他必要な事項について申告義務があります。申告の際には、「事業所用家屋の貸付状況申告書」により貸付月の翌月末までに申告してください（25ページ参照）。

（法第701条の52第2項）

(2)　人格のない社団等の場合

人格のない（法人でない）社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて、納税義務者になります。（ただし、非収益事業は非課税となります。）

（法第701条の32第3項）

（法第701条の34第2項）

(3)　清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者になります。

（取通9章三(4)7）

(4)　事業を行なう者が単なる名義人の場合

事業所等において、事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合には、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者になります。

（法第701条の33）

(5)　みなし共同事業の場合

特殊関係者を有する者と特殊関係者（関連会社等）が**同一の家屋**で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両者の共同事業とみなして、連帯納税義務が課せられます。

（法第701条の32第2項、令第56条の21、令第56条の51第2項）

（令第56条の75第2項、令第5条の１）

したがって、特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行いますが、特殊関係者を有する者となった場合には、その者の事業と特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行うことになります。**ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。**

(例)
右の場合、事業主Ａの免税点の判定においては、共同事業とみなされる特殊関係者Ｂの事業所床面積・従業者数を合算することとなります。
これにより、Ａの免税点判定時の事業所床面積は1,350㎡、従業者数は145人となり、資産割、従業者割とも免税点を超えることになります。
なお、課税標準には特殊関係者Ｂの分は含めません。

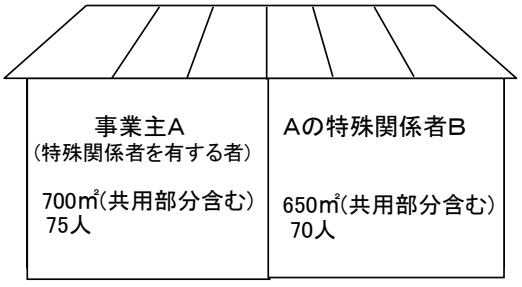

※みなし共同事業の規定から除外される場合

市街地再開発事業により自らの意思と反して施設の建築物の一部で事業を行うことになった場合等では、特別の事情に限って共同事業とみなされない場合があります。（令第56条の21第2項）

・特殊関係者、特殊関係者を有する者について

特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある**個人又は同族会社**のことをいいます。

また、特殊関係者を有する者とは、これらの特殊関係者を有する**法人又は個人**をいいます。

なお、特殊関係者を有するか否か判定すべき者（以下「判定対象者」といいます。）にとって特殊関係者とは、具体的には次の者をいいます。

《　特殊関係者となる個人　》

1)　判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（養子縁組を含む。）

2)　判定対象者の親族で生計を一にしている個人、又は判定対象者から金銭その他の財産を受けて生計を維持している個人

3)　判定対象者の使用人その他の個人（友人等）で、判定対象者から金銭その他の財産を受けて生計を維持している個人

4)　判定対象者に金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と1)～3)のいずれかに該当する個人

5)　判定対象者が同族会社（法人税法第2条第10号に規定する会社）である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と1)～4)のいずれかに該当する個人

《　特殊関係者となる法人　》

6)　判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（※ 例１参照 ）

7)　判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主または社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社　（※ 例２参照 ）

【注】 7)の場合における「その判定の基礎となった株主又は社員」には、次の者を含みます。

ア　「その判定の基礎となった株主又は社員」と1)～4)までに該当する関係がある個人

イ　「その判定の基礎となった株主又は社員」を判定の基礎として同族会社に該当する他社

※同族会社・・・株主又は社員及びこれらと親族その他特殊な関係がある者が有する株式の総数又は出資金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額に対し一定割合以上占めるため、これらの関係者によって経営が支配されていると認められる会社をいう。具体的には、株主等の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金の100分の50以上に相当する会社であるか否かによって判断する。

例１

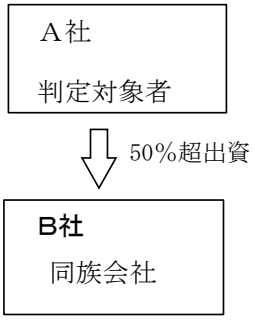

※この事例ではＡ社から見てＢ社は特殊関係者になりますが、同族会社であるＢ社から見たＡ社は特殊関係者にはなりません。

例２

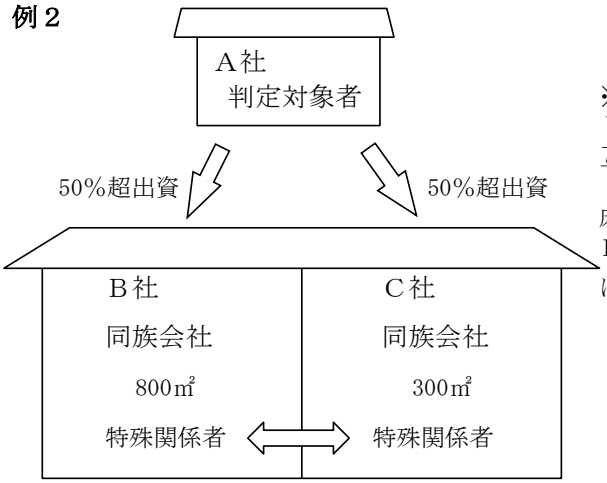

※左の事例では、親会社Ａ社を判定対象者としてＢ社とＣ社は同族の子会社であり、また互いが特殊関係者になります。
　従って、Ｂ社とＣ社の免税点の判定は、双方の床面積の合計（800㎡＋300㎡＝1100㎡）で行い、Ｂ社とＣ社の課税標準は、それぞれ800㎡と300㎡になります。

(6)　委託事業の場合の納税義務者

委託事業に係る納税義務者は、委託業務の実施の実態（事業所用家屋の使用、管理等の状況）により、現に事業を行っているものを判定する必要があります。

〔例〕Ａ社は業務の一部をＢ社に委託し、委託料をＢ社に支払っています。Ｂ社はＢ社の事務所においてＢ社の従業員を使用し、受託した事業を行っています。

この場合は、委託事業をＢ社の事務所及び従業員により行われていることによりＢ社が納税義務者になります。

なお、Ａ社の事業所等の一部でＢ社の従業員がこの委託業務を行う場合は、当該委託者であるＡ社が資産割の納税義務者になります。

（賃貸借契約等により、Ａ社の事業所の一部をＢ社が占有して使用できる状態の場合はＢ社が納税義務者となります。）

〔例〕製造業者(甲)が所有する製品の保管庫(2,000㎡)において、運送業者(乙)が荷役業務を委託されている。

この場合は、乙の行う事業は単なる製品の荷役業務であり、当該保管庫を事業所用の家屋として使用している者は甲になるため、製造業者(甲)が納税義務者になります。

〔例〕Ａ社は、枚方市内に敷地を賃借して工場を開設しました。この工場の経営は、全面的にＢ社に委託していて、Ａ社の社員はその工場には一人も勤務していない。（工場の建物の所有権はＡ社にあり、固定資産税もＡ社で支払っている。）

この場合は、当該事業所において事業を行うものはＢ社であるから、Ａ社が工場の建物の所有権を有していたとしてもＢ社の事業の用に供する事業所用家屋としてＢ社が事業所税の納税義務者になる。

3　課税標準・税率・免税点

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割とで構成され、その合計額で課税されます。各々の課税標準の算出は、**枚方市内のすべての事業所等を合算**して行います。

⑴ 資 産 割

ア　課税標準

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積です。

（法第701条の40第1項）

（法第701条の31第1項第7、8号）

（ⅰ） 課税標準の算定期間

- **法人の場合は、事業年度**をいいます。
- **個人の場合は、個人に係る課税期間**をいいます。個人に係る課税期間とは、**その年の1月1日から12月31日までの期間**をいいます。

【注】 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合や課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合については、(ⅵ)、(ⅶ)を参照してください。

（ⅱ） 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

（ⅲ） 家屋

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。

したがって、不動産登記法の建物と原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。登記の有無は問わず、未登記の物件も課税対象となります。

（ⅳ） 床面積の算定方法

事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により１㎡を単位として計算します。1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

（不動産登記法施行令、不動産登記事務取扱手続準則の規定を参考とします。）

（ｖ） 共用部分がある場合の床面積の算定方法

一の事業所用家屋を二以上の事業主が使用する場合など事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の事業所床面積について次の計算式によって算定します。

$$\text{事業所床面積} = \text{その者の事業所等部分の延床面積（その者の}\textbf{専用部分}\text{の床面積）} + \text{専ら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計（}\textbf{共用部分}\text{の床面積）} \times \frac{\text{その者の事業所部分の延床面積（}\textbf{その者の専用部分の床面積}\text{）}}{\text{各共用部分に対応する事業所部分の延床面積の合計（}\textbf{各専用部分の床面積の合計}\text{）}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものです。具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室、パイプスペース、塔屋等をいいます。基本的には入居者全員の共用部分となります。

また、貸しビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は、一般的には管理者の専用部分になります。

共有部分の床面積をそれぞれの入居者で按分計算する場合、入居者が未定の部屋(空室)は入居者がある場合の専用部分同様の取り扱いになります。

（例） 右の場合のＡの事業所床面積は次のとおりです。

$$\text{Aの事業所床面積} = A + E \times \frac{A}{A+B+C+D}$$

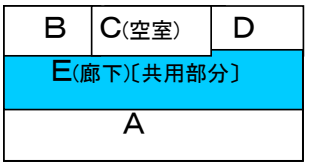

（ⅵ） 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合

6 か月決算法人や、年の中途で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の計算で算定して、実質的には課税標準の月割り計算をします。

$$\text{課税標準となる事業所面積} = \frac{\text{※ 課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とします。（以下(ⅶ)において同じ。）

※算定期間の末日とは、通常その月の月末を言いますが、決算日が末日でない場合は、決算日を末日として月数を計算します。

(vii)　新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中途で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の計算式によって月割計算します。

A　課税標準の算定期間の中途で新設された事業所等（Cの場合を除く。）

（法第701条の40第2項第1号）

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本店(2,000㎡)を有する 乙会社（3月31日決算）が、事業年度中途の10月15日に枚方支店（1,200㎡）を新設した場合　　〔事業年度は4月1日から翌年3月31日〕

【注】「新設の日」とは、開店・操業に係る準備作業の完了日（事務所・店舗等における什器・備品等の搬入完了日又は工場等における機械装置の設置完了日）を言います。

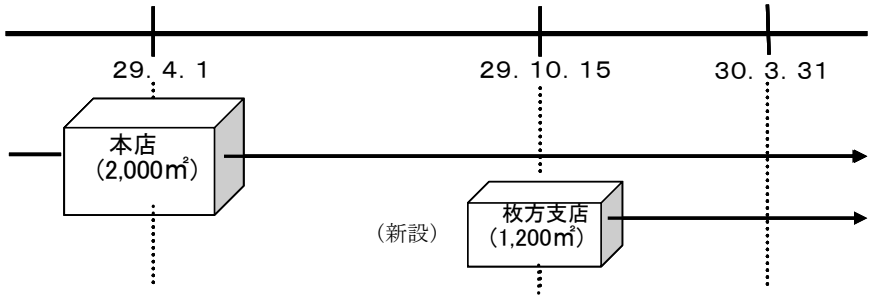

$$\left(\begin{array}{l}\text{枚方支店に係る}\\ \text{課税標準となる}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right) = \frac{1{,}200\text{㎡}}{12\text{月}} \times \left(\begin{array}{l}\text{10月15日の属する月の翌月(11月)から}\\ \text{3月31日の属する月(3月)までの月数}\end{array}\right) 5\text{月} = 500\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本店・・・・・2,000㎡

枚方支店・・・500㎡

合計・・・・・2,000㎡ ＋ 500㎡ ＝ 2,500㎡

Ｂ　課税標準の算定期間の中途で廃止された事業所等（Ｃの場合を除く。）

（法第701条の40第2項第2号）

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本社(3,000㎡)を有する 甲会社（3月31日決算）が、事業年度中途の10月15日に楠葉支社（1,500㎡）を廃止した場合　　〔事業年度は4月1日から翌年3月31日〕

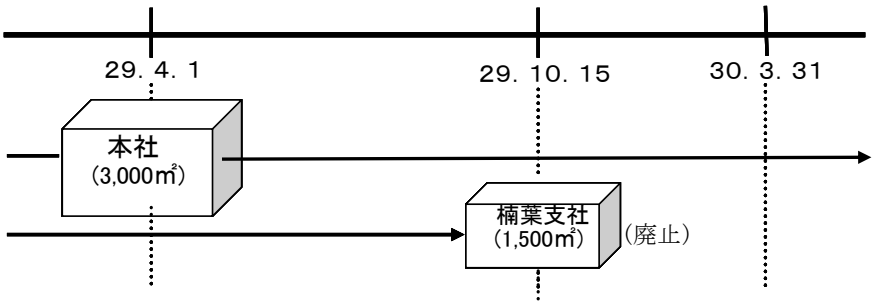

$$\left(\begin{array}{l}\text{楠葉支社に係る}\\ \text{課税標準となる}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right) = \frac{1{,}500\text{㎡}}{12\text{月}} \left[\begin{array}{l}\text{算定期間の開始の日の属する月(4月)から}\\ \text{10月15日の属する月(10月)までの月数}\end{array}\right] \times 7\text{月} = 875\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本社・・・・・3,000㎡

楠葉支社・・・875㎡

合計・・・・・3,000㎡ ＋ 875㎡ ＝ 3,875㎡

C　課税標準の算定期間の中途で新設され、中途で廃止された事業所等

（法第701条の40第2項第3号）

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12} \times \text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}$$

《 例 》

枚方市内に本店(1,800㎡)を有する 丙会社（3月31日決算）が、事業年度中途の7月1日に枚方支店（1,500㎡）を新設し、10月15日に当該枚方支店を廃止した場合

〔事業年度は4月1日から翌年3月31日〕

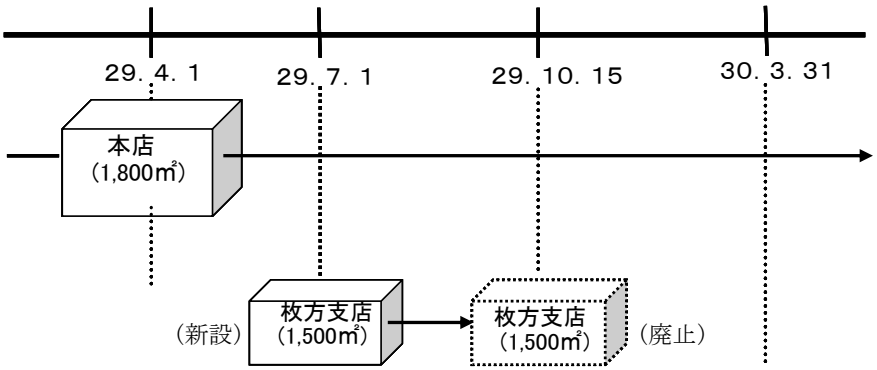

$$\left(\begin{array}{l}\text{枚方支店に係る}\\ \text{課税標準となる}\\ \text{事業所床面積}\end{array}\right) = \frac{1{,}500\text{㎡}}{12\text{月}} \times \left(\begin{array}{l}\text{7月1日の属する月の翌月(8月)から}\\ \text{10月15日の属する月(10月)までの月数}\end{array}\right) 3\text{月} = 375\text{㎡}$$

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、次のとおりです。

本店・・・・・1,800㎡

枚方支店・・・375㎡

合計・・・・・1,800㎡ ＋ 375㎡ ＝ 2,175㎡

【注】　**課税標準の算定期間の初日に新設した事業所等及び課税標準の算定期間の末日に廃止した事業所等については、それぞれ課税標準の算定期間を通じて有していた事業所等として取り扱います。**

(viii)　事業所等の拡張又は縮小があった場合

課税標準の算定期間の中途に貸ビル等の借り増し又は一部解除を行った場合や、同一敷地内の事業所等を増築又は取り壊した場合等により事業所床面積の増減が生じた場合は、事業所等の新設又は廃止には当たらず、事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。

したがって、これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準になります。

（法第701条の40第1項）

《 例 》

枚方市内の貸しビルにおいて1,800㎡の部屋を借りて事業を行っている甲会社(3月31日決算)は、年度途中の10月15日に更に500㎡の借り増しを行い、2,300㎡になった。

〔事業年度は4月1日から翌年3月31日〕

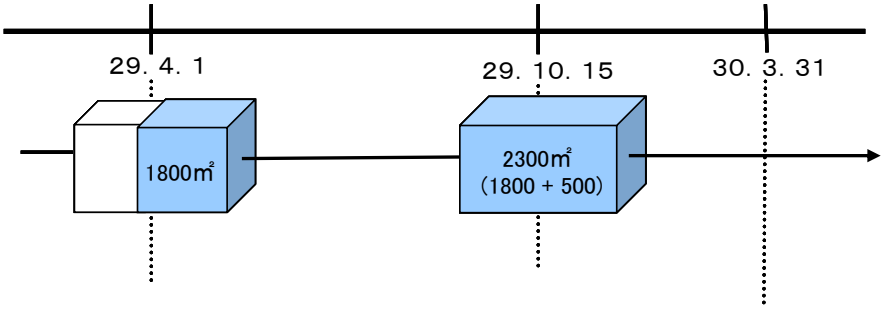

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として2,300㎡の申告となります。

《 例 》

枚方市内の貸しビルにおいて2500㎡の部屋を借りて事業を行っている乙会社(3月31日決算)は、年度途中の10月15日に一部の契約を解除し、2,000㎡になった。

〔事業年度は4月1日から翌年3月31日〕

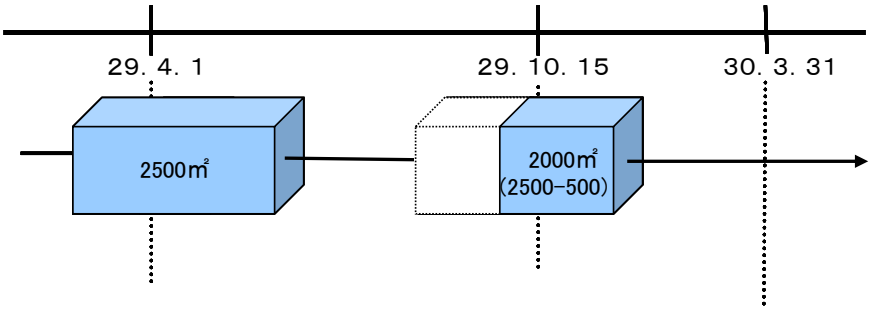

この場合の課税標準となる枚方市内の事業所床面積は、「算定期間を通じて使用された事業所床面積」として2,000㎡の申告となります。

イ　税率

資産割の税率は、**事業所床面積１㎡につき年600円**です。

（法第701条の42）

ウ　免税点

資産割は、**枚方市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が1,000㎡ 以下の場合**には免税点以下となり課税されません。

（法第701条の43）

【注】　**免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合は、課税標準の特例適用前で行います。**

（ｉ）免税点の判定日

免税点は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により判断します。

（法第701条の43）

【注】1)課税標準の算定期間の中途において、全部又は一部の事業所等が廃止された結果、免税点の判定日（課税標準の算定期間の末日）において事業所床面積が免税点以下となった場合には、課税されません。

2)課税標準の算定期間の中途において、一部の事業所等が廃止された場合でも、免税点判定日において事業所床面積が免税点を超えた場合は、当該廃止された事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます。（月割計算）

（ⅱ）事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上連続して休止している場合、その部分の事業所床面積は、免税点判定には含まれますが、課税標準からは除かれます。

エ　事業所等が枚方市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合

事業所等が枚方市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合については、当該事業所等のうち枚方市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積が事業所床面積になります。

⑵ 従 業 者 割

ア　課税標準

課税標準の算定期間に支払われた従業者給与総額です。

（法第701条の40第1項）

（ⅰ） 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間については、10ページの⑴ア（ⅰ）と同様です。

（ⅱ） 従業者

一般従業者のほか、役員（使用人兼務役員を含みます。）及び日々雇用等の臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし、障害者（役員以外）及び**年齢65歳以上（役員以外）の者は除かれます。**

（ 障害者とは住民税・所得税における障害者控除の対象範囲に、障害者職業センターにより、知的障害者と判定された者を加えた範囲です。）　（令第56条の17）

【注】 申告にあたって、障害者（役員以外）及び年齢65歳以上の者（役員以外）についても、事業所等明細書に含めて記載してください。

・休職中の従業者は、当該休職者に給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。

・数社の役員を兼務している者も従業者に含まれます。

その他、従業者の範囲については、20ページの「従業者の範囲等一覧表」を参照ください。

（ⅲ） 従業者給与総額

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき（いわゆる発生主義です。）俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当(非課税部分除く)、時間外勤務手当及び現物給与などをいうものですが、退職給与金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる給与等及び役員に対する利益処分による賞与は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。

従業者が**※雇用改善助成対象者**（次ページ参照）である場合は、当該従業者に対する支払い給与の**2分の1**に相当する額は従業者給与総額には含まれません。

【注】 申告にあたって、雇用改善助成対象者に対して支払われた給与等（2分の1控除前の給与等）を、事業所等明細書に記載して下さい。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

・　高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

・　作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者

・　一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成（就職促進給付金）に係る者のうち、雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

【注】　従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

【注】　障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対し給与等が支払われる時の現況によります。

年の途中で年齢が65歳以上になった場合、障害者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった場合の給与等は、次のとおり計算してください。

（法第701条の31第2項）

《 例 》

毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の15日である場合

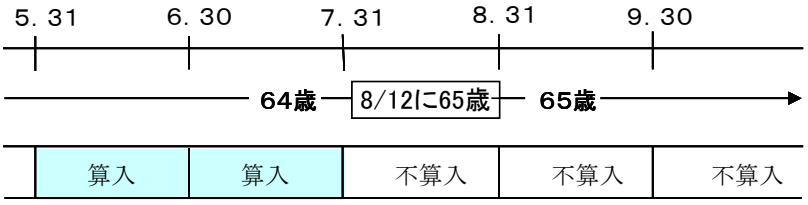

※免税点の判定において、従業者が年齢65歳以上の者に該当するか否かは課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

・課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、枚方市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から枚方市内の事業所等へ転勤した者がある場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行ないます。したがって、給与の計算期間の末日に枚方市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は従業者給与総額に含まれることになります。

《 例 》

毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の15日である場合

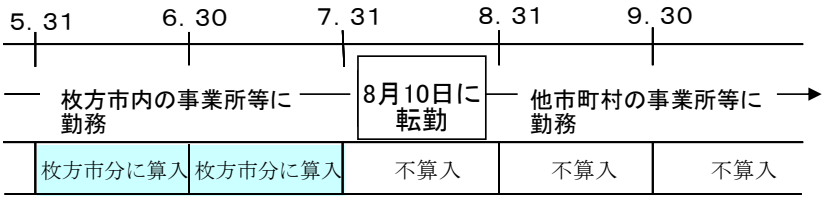

※賞与については、原則として支給日において勤務されている事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

（ⅳ） 従業者給与総額の端数処理

課税標準となる従業者給与総額を算定するための従業者給与総額

⇒⇒⇒ **1円未満**の端数金額は切り捨ててください。

課税標準となる従業者給与総額

⇒⇒⇒ **1,000円未満**の端数金額は切り捨ててください。

イ 税率

従業者割の税率は、**従業者給与総額の100分の0.25**です。

ウ 免税点

従業者割は、**枚方市内の各事業所等の従業者の数の合計数**（ 障害者及び年齢65歳以上の者(いずれも役員を除きます。)並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は含まれます。）**が100人以下**の場合には免税点以下となり課税されません。

・免税点の判定日

免税点は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により判断します。したがって、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

ただし、従業者数が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る支払給与等も課税標準に含まれます。

従業者の範囲等一覧表

従業者の区分		免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
65歳以上の者(役員を除く)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
障害者(役員を除く)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
役員	無給の役員	従業者に含めない	―	利益処分としての役員賞与は従業者給与総額には含めません
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
雇用改善助成対象者		従業者に含める	給与等の額の２分の１を従業者給与総額から控除する	
事業専従者		従業者に含める	事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	
※ 短時間勤務のパートタイマー		従業者に含めない	従業者給与総額に含める	労働時間が正規従業者の4分の3以下
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
休職中の従業員		給料等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与としてとり扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業者給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は従業者に含める 派遣の場合は従業者に含めない	長期出張の場合は従業者給与総額に含める 派遣の場合は従業者給与総額に含めない	出張と派遣と同様と認められる場合は含めない。
※派遣法に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	課税区域外(枚方市外)への派遣社員は含めません
保険外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗務員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

※パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的な雇用関係の長短ではなく、通常の勤務時間より相当短時間の勤務(1日の勤務時間が正規従業者の4分の3以下のもの）をすることとして雇用されているものであって、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること(時間給)を要します。

※派遣法とは

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

第３ 非課税

規定により、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。

非課税には、国、公共法人、公益法人等の法人自体の公共性、公益性から非課税とされる**人的非課税**と、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされる**用途非課税**があります。

（法第701条の34）

詳細については、別表（非課税一覧）のとおりです。

１　主な非課税対象施設

(1)　福利厚生施設

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営の委託を受けて行う**専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設**が対象になります。

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、売店、娯楽教養室、体育館など**事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないもの**をいいます。

更衣室、浴室、休憩室、仮眠室および宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、工場などにおける勤労者のための浴場、百貨店など制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室）と、専ら勤労者の福利厚生のために設けられる場合が考えられます。その場合、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、事業活動上必要な施設については、福利厚生施設に該当しません。

研修所については、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

【注】　社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設にあたるため事業所税の対象外です。

(2)　路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、次のいずれかに該当するものが対象になります。

- 都市計画において定められたもの
- 駐車場法第12条の規定により枚方市に届け出がされたもの
- 一般公共の用に供されるものとして、市長が認めたもの

　※　具体的には次項の施設から概ね**200m**以内の距離に設置されたもの

（◎駅等の交通施設、◎美術館・図書館・博物館等の文化施設、◎都道府県庁・市役所等の公的施設、◎商店街・大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあっては他の大型店舗に限る）、◎病院・ホール・スポーツ施設・公園・大学・その他公益上必要な施設）

【注】　上記に該当する駐車場のうち、非課税の対象となるのは、時間貸しの部分です。（有料、無料を問いません。）したがって、月極貸しの部分等は非課税に該当しません。

(3)　消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは、百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限られます。

一般事務所・倉庫においては、消防用設備及び防火施設等が設置されても対象になりません。

範囲については別表（特定防火対象物の非課税）のとおりです。

2　非課税の判定日

(1)　課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）**の末日の現況**によります。

(2)　課税標準の算定期間の中途で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が非課税規定の適用をうける事業かどうかにより判定します。

3　非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同様の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

［例］

C　廊　下　　200　㎡	
A課税施設 100㎡	B非課税施設 120㎡

左図は同一事業所用家屋内に課税施設（A）、非課税施設（B）及び廊下（C）が設けられている例ですが、この場合の非課税床面積は120㎡ のみで、廊下（C）に係る 200㎡は（A）、(B）との間の共用部分としてあん分計算の対象にはならず、すべて課税対象となります。

第４　課税標準の特例

地方税法の規定により、事業所税の軽減を図るため課税標準のある一定割合を軽減する特例措置が講じられています。

課税標準の特例には、非課税と同様に人的特例と用途特例があります。

（法第701条の41）

１　課税標準の特例の対象施設

別表（特例対象施設一覧）に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

【注】　事務所とは、事業に関して行なわれる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行なう建物をいい、これに付属する物置、炊事場、会議室、金庫等は事務所に含まれます。

２　課税標準の特例の判定日

(1)　課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）**の末日の現況**によります。

(2)　課税標準の算定期間の中途で事業所等が廃止された場合には、廃止の直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。

(3)　従業者割の従業者給与総額の算定においては、特例規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が特例控除されます。

３　課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合は当該特例対象施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

４　課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順位に従い適用します。但し、地方税法第701条の41第1項の表の各号の重複適用は行いません。

適用順位	適　用　条　項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項
3	地方税法附則第33条

第５ 減免

本市では、天災その他特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、事業所税が減免できます。

（条例第151条）

１ 減免の対象施設

別表（減免対象施設一覧）に掲げる施設に係る資産割及び従業者割について、その定められた割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

（条例施行規則第24条第1項）

２ 減免適用の判定日

- **減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の末日の現況**によります。
- **課税標準の算定期間の中途で廃止した事業所等においては、**廃止の直前に行われていた事業が減免規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。
- 従業者割の従業者給与総額の算定においては、減免規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が減免されます。

（条例施行規則第24条第2項）

３ 申請の手続き

この減免を受けようとする場合は、申請書にその事由を証する書類を添えて**申告期限内に**市長に申請してください。

第６ 申告及び納付について

１　申告書の提出者

申告書の提出が必要となる方は、次のとおりです。

（法第701条の46第1項、法第701条の47第1項）
（法第701条の46第3項、法第701条の47第3項）

（１）納付すべき事業所税がある場合

市内で事業を行なう者のうち、市内の事業所床面積（非課税部分を除く。）の合計が、1,000㎡を超える場合又は市内の従業者数（非課税該当者を除く。）の合計が、100人 を超える場合は申告が必要です。

なお、納付すべき事業所税額は、申告書の提出期限までに納付していただく必要があります。

（２）納付すべき事業所税がない場合で次のいずれかに該当する場合

・枚方市内に所在する事業所床面積の合計が800㎡を超える場合
・枚方市内に所在する事業所の従業者の数の合計が80人を超える場合
・前事業年度又は前年度中に事業所税額があった場合

２　申告書の提出期限

（法人）算定期間の末日から2ヶ月以内

（個人）・原則として翌年の3月15日まで

・年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から１ヶ月以内

・事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から４ヶ月以内

３　申告書の提出先

〒573-8666　枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課　諸税グループ

代表電話　０７２－８４１－１２２１

直通電話　０７２－８４１－１３５２

４　提出書類

申告書第44号様式及び別表（1～4）、その他添付資料

※　枚方市で新たに事業所税の申告をされる場合は、建物の平面図も提出してください。

５　その他の申告（事業所の新設と廃止および事業所用家屋の貸付に関する届出）

・法人が事業所を新設または廃止をした場合は、当該新設または廃止の日から２ヶ月以内にその旨を記載した届出が必要です。

・事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付を行うことになった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所用家屋の床面積や、その他必要な事項を記載した『事業所用家屋の貸付状況申告書』を提出してください。

また、上記の申告の内容に異動が生じた場合も同様に申告してください。

（条例第149条）

６　市のホームページからダウンロードできる様式

前年度に申告があった事業者様には、事業年度終了月の翌月に、枚方市から申告書・納付書を郵送していますが、以下の書類につきましては、市のホームページからダウンロードが可能です。

枚方市のホームページトップから　**事業所税　ダウンロード**　**サイト内検索**

こちらで検索

ダウンロードできる様式から事業所税を選択してください。

１．事業所税申告書（第44号様式および別表１～４と各記載要領）ＰＤＦ　ＥＸＣＥＬ

２．事業所税納付書　　ＰＤＦ

３．事業所税減免申請者　　ＥＸＣＥＬ

４．事業に係る事業所税の更正請求書　　ＰＤＦ

５．事業所用貸付状況申告書　　ＥＸＣＥＬ

７　決定と期限後申告

申告期限までに申告がない場合は、市長が自ら調査した結果によって申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。
ただし、申告期限後であっても決定の通知があるまでは申告及び納付をすることができます。

（法第701条の58第2項、法第701条の49第1項）

８　修正申告

提出した申告書等に係る課税標準額又は税額に不足額がある場合は、修正申告書を提出し、その修正により増加した税額を納付していただく必要があります。

（法第701条の49第2項）

※ 期限後申告又は修正申告による税額については、延滞金が発生する場合があります。

９　更正の請求

申告書を提出後、当該申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であった場合には、当該申告書に係る法定納期限（当該申告書の提出期限）の翌日から5年を経過する日までの間に限り、その申告に係る課税標準額又は税額について更正をすべき旨の請求をすることができます。

（法第20条の9の3）

※更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年(改正前:1年)に延長されました。
平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する事業年度について適用されます。

10　加算金

過少な申告、期限後の申告等による場合は、事業所税額、延滞金の他に下記の加算金が課されます。

（１）過少申告加算金　（法第701条の61第1項）

期限内に申告書の提出した場合において、当該申告税額が過少であるため更正があったとき又は修正申告書の提出があったときは、不足額の１０%が課されます。（不足額が一定額を超えた場合は、超えた額に更に５%が加算されます）

（２）不申告加算金　　（法第701条の61第2項、61第3項）

次の場合は、納付すべき税額の１５%の不申告加算金が課されます。

ア　期限後に申告書を提出した場合または市長が税額を決定した場合

イ　期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出がされた場合または市長が更正をした場合

ウ　市長が税額を決定した場合で、その後修正申告が提出された場合または市長が更正をした場合

（不足額が一定額を超えた場合は、超えた額に更に５%が加算されます）

（３）重加算金　　（法第701条の62第1項、62第2項）

過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいまたは仮装し、かつ、その隠ぺいまたは仮装した事実に基づいて、申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金に代えて３５%の重加算金が、不申告加算金に代えて４０%の重加算金が課されます。

※　平成28年度の税制改正により、過去5年以内に不申告に基づき不申告加算金又は重加算金を徴収された者が、再び不申告等に基づいて不申告加算金又は重加算金を徴収される場合は、その割合をそれぞれ１０%加重する措置が導入されました。（法第701条の61第4項、62第3項）

便利で確実！！　電子申告のご案内

本市では、事業所税の申告、届出について、電子申告システム「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」をご利用いただけます。利用開始にあたり必要な手続きなど、詳しくはｅＬＴＡＸ（社団法人地方税電子化協議会）ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　　ｈｔｔｐｓ://ｗｗｗ.ｅｌｔａｘ.ｌｔａ.ｇｏ.ｊｐ/

ヘルプデスク　　０５７０－０８１－４５９

非課税一覧　〔地方税法701条の34関係〕

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○	第1項		
公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う事業用施設（収益事業は除く）	○	○	第2項	第56条の22 第56条の23	
教育文化施設	博物館・図書館･幼稚園	○	○	第3項 第3号	第56条の24	
公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	第3項 第4号	第56条の25	
と畜場施設	と畜場法第3条第2項に規定するとと畜場	○	○	第3項 第5号		
死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第１条第３項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	第3項 第6号		
水道施設	水道法第３条第８項に規定する水道施設	○	○	第3項 第7号		
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	第3項 第8号		
病院・診療所等	医療法等に規定する病院・診療所及び介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	第3項 第9号	第56条の26	
保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で一定のもの	○	○	第3項 第10号	第56条の26の2	
保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	第3項 第10の2号		
児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で一定のもの（次号に該当するものを除く）	○	○	第3項 第10の3号	第56条の26の3	

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定するもの	○	○	第3項第10の4号		
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で一定のもの	○	○	第3項第10の5号	第56条の26の4	
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	第3項第10の6号		
社会福祉事業の用に供する施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの（第10号から第10号の6までに該当するものを除く）	○	○	第3項第10の7号	第56条の26の5	
包括的支援事業の用に供する施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	第3項第10の8号		
保育事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	第3項第10の9号		
農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項第11号	第56条の27	第24条の3
農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項第12号	第56条の28	第24条の4
卸売市場及びその補完施設	卸売市場法第2条第2項に規定する一定の施設	○	○	第3項第14号	第56条の29	第24条の5
電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業用施設で一定のもの	○	○	第3項第16号	第56条の32	
ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業用施設で一定のもの	○	○	第3項第17号	第56条の33	

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
中小企業集積活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が府又は同機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	第3項第18号	第56条の34	第24条の5の2
総合特別区域法に規定する事業を行う者が設置する施設	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業が、市から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	○	○	第3項第19号	第56条の35	第24条の5の3 第24条の5の4
鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	第3項第20号	第56条の36	
一般自動車運送事業等施設	一般乗合旅客自動車運送事業施設（タクシー等除く）・一般貨物自動車運送事業施設・鉄道運送事業者の行う運送事業施設（事務所以外の施設）	○	○	第3項第21号	第56条の37	
自動車ターミナル用施設	バスターミナル･トラックターミナル（事務所以外の施設）	○	○	第3項第22号	第56条の38	
国際路線に係る航空運送事業の用に供する施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設のうち国際路線に係る一定のもの	○	○	第3項第23号	第56条の39	第24条の6
第１種電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業用施設で一定のもの	○	○	第3項第24号	第56条の40	第24条の6の2
一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項第25号	第56条の40の2	第24条の6の3
日本郵便株式会社がおこなう郵便事業の用に供する施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で一定のもの	○	○	第3項第25の2号	第56条の40の3	第24条の6の4
従業者の福利厚生施設 ※Ｐ21参照	食堂・売店・喫茶室・娯楽室・診療室・理髪室・保養所等	○	○	第3項第26号	第56条の41	第24条の7
路外駐車場 ※Ｐ21、22参照	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で一定のもの	○	○	第3項第27号	第56条の42	第24条の8

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
駐輪場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	第3項 第28号		
高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	第3項 第29号	第56条の 42の2	
消防用設備等・防災施設等	百貨店・ホテル等の特定防火対象物の防火施設等(次頁「特定防火対象物の非課税」参照)	○	－	第4項	第56条の 43	第24条の 9
港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	－	○	第5項	第56条の 46	第24条の 10

特定防火対象物の非課税

（ア）特定防火対象物の範囲（消防法第17条第1項）

下記の範囲に該当する場合は、消防用設備(イ)や避難施設(ウ)が非課税となります。

消防法施行令 別表第１の項	建物の用途
(一)	イ　劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ　公会堂、集会場
(二)	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ　遊技場、ダンスホール ハ　性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設 を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(三)	イ　待合、料理店その他これらに類するもの ロ　飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場
(五)	イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ　病院、診療所、又は助産所 ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(※1)、軽費老人ホーム(※1)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※1)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(※2)、短期入所若しくは共同生活援助施設(※2) ※1　避難が困難な要介護者等を主として入所させるものに限る ※2　避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る ハ　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※3)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※3)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※3)、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※3)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ※3　ロに掲げる施設を除く ニ　幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの
(十六)	イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの （（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

【注】消防法施行令別表第1 の防火対象物のうち上表に該当するものに限られます。

（イ）対象消防用設備等

注意:（ア）の特定防火対象物に該当する場合のみ非課税適用されます

区　　分	設　　備　　等
消　火　設　備	１．　消火器及び次に掲げる簡易消火用具 　　(ｱ)水バケツ(ｲ)水槽　(ｳ)乾燥砂(ｴ)膨張ひる石、膨張真珠岩 ２．　屋内消火栓設備 ３．　スプリンクラー設備 ４．　水噴霧消火設備 ５．　泡消火設備 ６．　不活性ガス消火設備 ７．　ハロゲン化物消火設備 ８．　粉末消火設備 ９．　屋外消火栓設備 １０．　動力消防ポンプ設備
	１．　自動火災報知設備 ２．　ガス漏れ火災警報設備 ３．　漏電火災警報器 ４．　消防機関へ通報する火災報知設備 ５．　警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる 　　非常警報設備 　　(ｱ)非常ベル(ｲ)自動式サイレン(ｳ)放送設備
避　難　設　備	１．　すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 ２．　誘導灯、誘導標識
消　防　用　水	防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

（ウ）対象避難施設等

注意:（ア）の特定防火対象物に該当する場合のみ非課税適用されます

区　　分	施　　設　　等	非課税割合
建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	１．階段（避難階段、特別避難階段） ２．排煙設備（予備電源を含む） ３．非常用の照明装置（予備電源を含む） ４．非常用進入口（バルコニーを含む）	その全部
	１．廊下 ２．階段（避難階〔直接地上へ通ずる出入り口のある階〕又は地上へ通ずる直通階段に限る。） ３．避難階における屋外への出入口	その1/2
非常用エレベーター	非常用エレベーター（予備電源を含む。） 建築基準法第34条第2項に規定（地上31m以上の建物）	その全部
建築基準法施行令 第20条の2第2号 に規定する中央管理室	１．排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備を設置しているもの ２．非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの ３．消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあっては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知器	その1/2
※ 建築基準法施行令 第112条第9項に規定する建築物のうち右記の部分で防火区画されているもの	１．吹き抜けとなっている部分 ２．階段の部分 ３．昇降機の昇降路の部分 ４．ダクトスペースの部分 ５．その他これらに類するもの	その1/2
避難通路等	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路。但し、スプリンクラー設備（消防法施行令第１２条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものであること。）の有効範囲に設置するもの。	その全部
	１．枚方寝屋川消防組合火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路。 （上記該当のものを除く。） ２．その他行政命令に基づき設置する施設又は設備	その1/2

※建築基準法施行令第112条第9項

・主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階または3階以上の階に居室を有する建築物をいう。
・防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を耐火構造の床もしくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画することをいう。

課税標準の特例対象施設一覧　〔地方税法第701条の41関係〕

※ 法・・・地方税法　令・・・地方税法施行令　規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	2分の1	2分の1	(法) 1項表1号	法人税法第2条第7号の協同組合等(同法別表第3に掲げる法人)
専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	2分の1	2分の1	(法) 1項表2号	※学校教育法第124条に規定するもの又は同法第134条第1項に規定するもの（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）
事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(第4号に掲げるものは除く)	4分の3	―	(法) 1項表3号 (令) 56条の53 (規) 24条の11	水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び同附則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法にて定める施設
産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で一定のもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表4号 (令) 56条の53の2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設に限る)
家畜市場	4分の3	―	(法) 1項表5号	家畜取引法第2条第3項に規定するもの
生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で一定のもの	4分の3	―	(法) 1項表6号 (令) 56条の54 (規) 24条の12	国・地方公共団体の補助又は㈱日本政策金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
みそ、しようゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で一定のもの	4分の3	―	(法) 1項表7号 (令) 56条の56	製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、原料倉庫、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
木材取引のために開設される市場で一定のもの又は木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設	4分の3	―	(法) 1項表8号 (令) 56条の57 (規) 24条の14	木材取引のために開設される市場で一定のものとは、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものをいう。 木材の加工を業とするもので一定のものとは製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業(一定の要件を満たすものに限る。)を営むものをいう。

課税標準の特例対象施設一覧　〔地方税法第701条の41関係〕

※ 法・・・地方税法　令・・・地方税法施行令　規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設で一定のもの（第10号に掲げるものを除く。）	2分の1	－	(法) 1項表9号 (令) 56条の60 (規) 24条の19	一定の施設とは、次の施設です。（但し、これらの施設のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。） （１）客室 （２）食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設） （３）広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く） （４）ロビー、浴室、厨房、機械室 （５）玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室
港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表10号 (令) 56条の61 (規) 24条の19	一定の施設とは、次の施設です。 （１）航行補助施設のうち港務通信施設 （２）旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 （３）船舶役務用施設のうち、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
港湾法に規定する港湾施設のうち荷さばき施設、保管施設で一定のもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表11号 (令) 56条の62	一定のものとは、「上屋及び倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る）」をいう。
外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設（11号に掲げるものを除く。）	2分の1	－	(法) 1項表12号	
港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第11号に掲げるものを除く。）	2分の1	－	(法) 1項表13号	臨海地区外に設置される上屋（荷さばき施設）
倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第11号及び第18号に掲げるものを除く。）	4分の3	－	(法) 1項表14号	
道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表15号 (令) 56条の63	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。
公共の飛行場に設置される施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表16号 (令) 56条の64 (規) 24条の20	一定のものとは、「格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、その他航空運送事業の用に供する施設等」をいう。
流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの（第18号に掲げるものを除く。）	2分の1	2分の1	(法) 1項表17号 (令) 56条の65	一定の施設とは次の施設です。 （１）トラックターミナル、鉄道の貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設 （２）倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 （３）上屋又は荷さばき場 （４）道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設で事務所以外の施設 （５）上記に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

課税標準の特例対象施設一覧　〔地方税法第701条の41関係〕

※ 法・・・地方税法　令・・・地方税法施行令　規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表18号	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの
民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表19号 (令) 56条の66 (規) 24条の21	一定の施設とは次の施設です。 ・信書便物の引受け及び配達の用に供する施設その他信書便物の送達の用に供する施設（信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設）
心身障害者を多数雇用する事業所（障害者の雇用の促進に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けている施設又は設備に係るもの）	2分の1	―	(法) 2項 (令) 56条の68 (規) 24条の22	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下「短時間労働重度心身障害者」という。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。以下「短時間労働心身障害者」という。）の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分の一以上である事業所等とする。

※　本法附則第33条関係　（期限付き措置法）

特定農産加工事業用施設	4分の1	―	附則33の5	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設　※適用期限は法人の場合、令和3年3月31日までに終了する事業年度分(個人の場合は令和2年分)。
特定事業所内保育施設	**4分の3**	**4分の3**	**附則33の6**	**平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設。**

減免対象施設一覧　〔地方税法第701条の57、市税条例施行規則第24条第1項〕

区　　分	減免の割合
(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条に規定する指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
(2) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
(3) 法第701条の41第1項の表の第14号又は第18号に規定する施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有する当該施設に係る事業所床面積の合計面積が、3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
(4) 法第701条の41第1項の表第15号に規定する施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
(5) 中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
(6) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全部
(7) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1
(8) 次に掲げる事業を行う者が本来の事業に供する施設	
イ　ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
ロ　列車内において食堂及び売店の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
(9) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
(10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
(11) 公益上その他の理由により市長が特に必要と認めるとき	軽減又は免除

ご不明な点等がございましたら、下記の作成元までお問い合わせください。

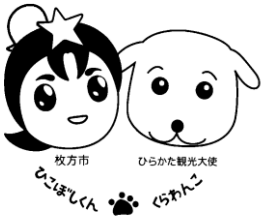

《 作 成 元 》

枚方市　市民生活部　税務室　市民税課

諸税グループ　事業所税担当

〒５７３－８６６６

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番２０号

代表電話　０７２-８４１－１２２１

直通電話　０７２-８４１－１３５２

E-mail ： sizei@city.hirakata.osaka.jp

令和2年7月　改訂版